



えひめ交通情報

No.407 令和8年8月10日発行

発行所 愛媛県警察本部
交通企画課

〒790-8573
松山市南堀端町2番地2
TEL 089-934-0110 内線5033

☆ 交通事故発生状況（令和8年7月末）速報値

【全国の死者数】

7月中	本年	前年比
220	1,382	36

【四国4県の死者数】

	7月中	本年	前年比
愛媛	3	21	-11
香川	2	11	-1
徳島	1	13	0
高知	3	17	5
計	9	62	-7

【県内の事故】

	7月中	本年	前年比
発生	158	1,124	-24
死者	3	21	-11
傷者	167	1,233	-9

【高齢者の事故（県内）】

	7月中	本年	前年比
発生	56	466	-28
死者	1	13	-7
傷者	26	203	-47

【バスの事故（県内）】

	7月中	本年	前年比
発生	0	5	3
死者	0	0	0
傷者	0	5	3

※スクールバスを含む。

【事業用貨物自動車の事故（県内）】

	7月中	本年	前年比
発生	5	34	-3
死者	1	3	0
傷者	4	33	-1

※軽貨物（事業用）を除く。

【ハイヤー・タクシーの事故（県内）】

	7月中	本年	前年比
発生	1	23	-2
死者	0	0	0
傷者	1	24	-3

【安管事業所の事故（県内）】

	7月中	本年	前年比
発生	52	352	13
死者	0	5	-2
傷者	57	393	29

【交差点事故（県内）】

	7月中	本年	前年比
発生	76	546	-37
死者	0	6	-4
傷者	82	587	-36

【自転車の事故（県内）】

	7月中	本年	前年比
発生	39	229	12
死者	1	6	0
傷者	37	216	4



【ネットワークインフォメーション】



道路交通法改正【令和8年7月21日施行】

飲酒運転の根絶!!



～「酒酔い運転」の要件に「数値基準」が新設されました～

【酒酔い運転をすると】

（呼気中のアルコール濃度0.5mg/ℓ以上、または、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態）



35点 免許取消し
（欠格期間3年）

5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金

※「0.5mg/ℓ」未満でも、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」と認定されれば「酒酔い運転」となります。

【酒気帯び運転をすると】

呼気中アルコール濃度 0.25mg/ℓ以上

25点 免許取消し
（欠格期間2年）

呼気中アルコール濃度
0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満

13点 免許停止（90日）

3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金
運転者以外にも厳しい罰則があります!

- ・車両の提供者
- ・酒類の提出者
- ・車両の同乗者



愛媛県警ホームページ (<https://police.pref.ehime.jp>) の交通部交通企画課のページに交通事故マップを掲載していますので、御活用ください。